

防犯カメラの更新・設置費用の

補助制度について

箕面市 市民安全政策課 TEL072-724-6750

【設置費用補助】

1. 補助対象経費上限額

通信方式別(※設置工事費込み)

- ①有線通信方式 30万円
- ②無線通信方式 40万5千円

2. 補助率

- ③新規結成自治会(結成から2年間) 90%
- ④既存カメラ150m円内 40%
- ⑤既存カメラ150m円外 80%

【補助額の計算例】 有線通信方式カメラの設置費用が30万円の場合

- ③の場合 補助は270,000円、自治会負担は 30,000円
- ④の場合 補助は120,000円、自治会負担は 180,000円
- ⑤の場合 補助は240,000円、自治会負担は 60,000円

【更新費用補助】

(更新の定義)

防犯カメラの「更新」とは、自治会が箕面市地域防犯カメラ設置補助金を活用して設置した防犯カメラについて、当初に設置した箇所において、既存の防犯カメラを撤去し、新しい防犯カメラを設置することをいいます。

なお、要綱に基づき補助金の交付を受けて設置した防犯カメラを更新する場合に限り、本補助制度の対象となります。

1. 補助対象経費上限額

新設の場合と同様

2. 補助率

更新費用の**8割**(既設防犯カメラからの距離要件は問いません)

3. 補助条件

箕面市地域防犯カメラ設置補助金の交付を受けて設置した防犯カメラ